

「高度救命処置シミュレーター」の
調達に関する検証について

平成 22 年 1 月
契 約 監 視 会

はじめに

総務省契約監視会は、総務省における契約の競争性の確保等を図ることを目的として、公会計・公共調達等を専門とする第三者で構成される機関で、平成19年12月から開催されている。

当契約監視会においては、各審議対象期間内に締結した契約のうち一定額以上の案件から、競争の発現状況や手続きの適正性等の観点から選定した案件について審議を行い、計画的で適正な調達、1者応札の改善、予定価格の適正な設定等について、意見を表明してきたところである。

こうした中、今般、総務省から、自ら行った契約について徹底検証を行うため、モデルケースとして特定契約を取り上げ、その適法性、相当性等について検証依頼の求めがあり、臨時契約監視会を開催することとなった。

本年11月から3回にわたって会議を開催し、関係者へのヒアリングを実施した後、委員による集中的な討議を行うとともに、会議外での意見交換等も含め、徹底的な検討を加えて意見書の取りまとめを行った。意見においては、抽出された問題点に対する分析を踏まえ、再発防止のための措置として、特に不可欠と考えられる4項目に絞って提言を行うこととした。

本検討が、総務省における契約の透明性、公平性の向上に、幾分なりとも貢献することを期待したい。

平成22年1月
契約監視会

目 次

はじめに

1. 開催経緯	1
(1) 公共調達適正化に向けた政府の取組	1
(2) 総務省の取組	2
2. 事実関係の確認について	3
(1) ヒアリングの実施	3
(2) ヒアリングの日程及び相手方	3
(3) ヒアリング項目	3
(4) その他	4
3. 抽出された主な問題点	5
(1) 調達準備段階の情報提供	5
(2) 仕様策定過程と内容	5
(3) 入札参加条件と事前審査過程	6
(4) 予定価格の設定	6
(5) その他	7
4. 意見—再発防止のための措置—	8
(1) 内部統制の整備と高度化	8
(2) リスク管理能力の向上	9
(3) 苦情対応の適正化	9
(4) 調達の適正化に関する再確認と教育の徹底	10

1. 開催経緯

(1) 公共調達適正化に向けた政府の取組

国の契約は、その本質上公益を目的としており、担当官の主観によって自由に行われてはならないものであり、公益を守る観点から、会計法、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）等の会計法規により一定の制限等が規定されている。

会計法は、国による歳入徴収、支出、契約等について規定した法律であり、特に契約については、①契約事務、②契約の方法、③入札の原則、④落札の方法、⑤監督及び検査などについて規定されている。また、会計法の施行令としての性格を持つ予決令では、①一般競争入札、②落札者の決定等、③随意契約、④契約の締結、⑤契約の履行などについて規定されており、契約事務の執行にあたっては、その適正な事務処理に努めなければならないものとされている。

さらに、政府は、特に公共調達について、競争性及び透明性の確保、入札及び契約の適正化を図るため、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」における「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月）「随意契約の適正化の一層の推進について」のとりまとめや、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）等に基づき、随意契約を競争性のある契約方式へ移行するとともに入札及び契約に係る手続きの一層厳格な取扱いなどの取組を推進している。

しかしながら、毎年会計検査院から報告される決算検査報告などで、随意契約など契約方式の適切性、契約相手方の選定の妥当性、入札・契約事務の公正性、競争性などについて、数々の指摘がなされ、その競争性、透明性等の更なる向上に努める必要性が訴えられてきている。

こうした状況を踏まえ、政府は、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」における「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月）に基づき、各府省における監視体制の強化を図るため、全ての契約の監視が行えるよう、全ての府省に第三者機関を設置し開催することとした。

(2) 総務省の取組

総務省においては、上記の「公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議」における「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月）に基づいて平成19年11月に総務省が締結した競争入札契約及び随意契約に関する競争性の確保等を図るため「総務省契約監視会」（以下、「契約監視会」という。）を設置し、同年12月から毎年四回程度、直近の各期に係る契約の検証を行ってきている（参考資料1）。

本年10月には、二者以上の応札があった契約の中にも、実質的には随意契約と変わらないなど競争性が確保されていないものがあるのではないかなどの指摘を受け、総務大臣の指示により、総務省行政評価局において各府省における契約の競争性確保の徹底を図る観点から、物品調達に係る一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査」が行われ、11月30日に結果報告書が公表された（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02hyoka01_000005.html）。

こうした中で、各府省をリードする立場である総務省では、自ら行った契約について徹底検証を行うため、モデルケースとして特定契約を取り上げ、その適法性、相当性等について検証することとし、当契約監視会に対し「総務省臨時契約監視会」（以下、「臨時監視会」という。）の開催を要請することとなった（参考資料2参照）。この要請に従い、当契約監視会では、総務省消防庁が行った「高度救命処置シミュレーター」の調達について検証を行うこととした。

2. 事実関係の確認について

(1) ヒアリングの実施

臨時監視会は、その実態及び事実関係を把握するため、本件調達の入札関係者、発注者である消防庁に対して個別にヒアリングを実施した。

本件調達の主な経緯は、下記表1のとおりである。

(2) ヒアリングの日程及び相手方

ア 11月10日(火) 第1回臨時監視会

入札関係者2社(A社、B社)

イ 11月17日(火) 第2回臨時監視会

入札関係者3社(C社、D社及びE社)及び調達当事者(消防庁)

注) 入札関係者A社～E社

A社: 入札参加希望者(性能審査の結果、不適合とされたため入札には参加できず)

B社: A社が入札参加申込(性能審査)時に提示した製品の製造メーカー

C社及びD社: 入札参加者

E社: C社及びD社が入札参加申込(性能審査)時に提示した製品の製造メーカー

(3) ヒアリング項目

ア. 仕様

作成方法、内容、納期は適正であったかなど。

イ. 入札参加希望者の募集

公告期間及び公告方法は適切であったかなど。

ウ. 入札参加条件

条件は公平かつ競争的であったか、条件の審査は適正であったかなど。

エ. 予定価格

適正な定めであったかなど。

オ. 入札

適正であったかなど。

カ. その他

公平性、適法性、相当性を欠く対応がなかったかなど。

(4) その他

ヒアリングを通じて、さらに確認が必要となった事項については、委員から事務局を通じて関係各社及び総務省消防庁に資料による説明を求め、ヒアリング内容と併せてできる限り公正・中立な立場から事実関係の掌握に努めた。

表1：「高度救命処置シミュレーター」の調達に係る経緯

月日	内容
平成21年6月8日起案 平成21年6月11日決裁	調達起案文書「高度救命処置シミュレーターの資材の調達について」決裁処理
平成21年6月24日	官報公告掲載（仕様書等公開）
平成21年7月27日	C社入札参加申込書提出
平成21年7月30日	D社入札参加申込書提出
平成21年7月31日	A社入札参加申込書提出 ※入札参加希望者書類提出期限
平成21年8月4日	A社に対する性能事前審査実施
平成21年8月5日 及び6日	性能審査実施
平成21年8月7日	性能審査結果を事務連絡で発出（A社のみ性能審査の結果、不適合と判断）
平成21年8月13日 14時00分	入札（C社及びD社の2社が入札し、C社が落札）
平成21年9月7日	C社と契約締結

3. 抽出された主な問題点

関係者に対するヒアリングと本件に関連して当事者から任意に提出を受けた文書等資料から抽出された主な問題点は、以下のとおりである。

(1) 調達準備段階の情報提供

本件について、調達準備の段階で行われた情報提供に関しては、調達の公正性確保のための配慮に欠ける点が認められる。消防庁ホームページ「消防庁の政策・予算など」に掲載されていた「『緊急地域安全対策事業』積極的活用の手引きの公表について」（平成21年5月21日掲載）に使用されている写真は、E社という特定業者のカタログに掲載されているものであり、この業者の製品を調達しようとしているのではないかという印象を与えかねないものである。

(2) 仕様策定過程と内容

仕様内容についても、特定業者からの調達を想定しているのではないかという憶測を招きかねない表現や、特定業者に有利な内容という批判が生じかねないものになっている。仕様書における件名「高度救命処置シミュレーター」は、E社の製品名である「高度救急処置シミュレーター」と一字しか変わらず、誤解を招く恐れは十分予想できたものと思われる。仕様細目も、E社は既存品で対応可能であるのに対し、B社は改良が必要であり、前者にとって極めて有利な内容になっている。調達金額の大きさと調達量の多さを考えると、仕様細目を定める手続としては、5人の有識者の意見だけでなく、より説得力のある仕様策定手続が必要であったと考えざるを得ない。特に、B社の製品は既に国内の多くの消防本部で実際に選定され、使用されており、同社が明らかに不利となる仕様が定められることについては、説得力のある説明が必要であった。

また、本件はWTO対象案件であり、入札公告前の仕様書案に対する意見招請の実施対象となる80万SDR（1億4千万円）を超えるものであることから、意見招請の官報公示を行い、仕様書案を示すことによりその仕様書に公平性が担保されていることの確認を行う必要があった。この意見招請については、消防庁で作成しているマニュアル「平成21年度予算執行の手引き」においても触れられておらず、同庁における本年度の意見招請対象案件の大多数は意見招請が行われていない。意見招請が行われていれば、仕様細目についてもより透明性、納得性の高い決定が行われた可能性が高いと思われる。

(3) 入札参加条件と事前審査過程

本件では性能審査によってB社の製品が不適合とされたが、入札説明書には審査内容、審査方法、審査の合否基準、に関する記述はない。消防庁の見解では、入札説明書にある「入札者に求められる義務等」に「仕様書に定める性能を証明できる書面及び関係資料」を提出しなければならないとあり、「入札の参加」に「前記に示す書面等の事前審査を実施し、(中略)仕様書に定める規格に合致していると認められる者のみ入札に参加することができる。」とあることから、仕様書に適合することを証明することを明確にしているとしているが、この「仕様書に定める性能を証明できる書面及び関係資料」という極めて抽象的な表現だけでは、実際にどのような義務が課せられているのかは明らかでない。消防庁とB社との間で見解の相違が生じたのは、このような入札説明書の不備によるものと言わざるを得ない。

また、実際に行われた審査についても、その性格、審査内容、審査方法、審査の合否の基準、仮に審査の結果が不適合とされた後の再審査の有無、などが文書で事前に示されておらず、公正で透明な審査過程であったとは言い難い。

(4) 予定価格の設定

予定価格の設定にあたり、消防庁は業者2社(B社及びE社)よりカタログを入手し定価を確認したが、B社は既存品に改良が必要であり、その改良費が不明との理由で使用していない。この判断により、予定価格設定のための作業はすべてE社1社の特定製品をベースに行われている。具体的には、消防庁は仕様適合するE社の既製品について購入実績を持つ3団体から価格情報を収集し、これを参考として予定価格を設定したとしている。しかし、国内各地の消防本部による過去の購入実績の多くは1セットのみの購入で、多くても数セットという数量であり、803セットの大量の調達を行う際の予定価格設定のためには、このような少数の購入実績について数団体だけを調査するというのでは、極めて不十分な情報収集作業であったと考えざるを得ない。

当契約監視会において、本件で調達が決まった製品のC社における過去2年間の各地消防本部との販売契約実績を調査したところ、平均販売価格は、代理店への卸値を含む全契約48件だけでなく、そのうち直販による契約13件だけみても本件の落札価格149万円を下回っており、当契約監視会調査のC社の過去2年間の平均販売価格よりも高い金額で803セットの調達が行われたことになる。

一般的に、このような調達においては供給者から見積書を徴取することが当然必要である。消防庁では、E社の製造能力が不足しており、設備投資の

ためのコストが必要であることを勘案する一方、スケールメリットについては、手作り部分が多く大量生産のメリットがそれほど大きくないと判断したとしているが、そのような推測だけで、業者に対する具体的な経費についての確認は行っていない。また、仕様に適合する既製品がないB社に対しても、見積書を要求し、予定価格設定の参考とすることは当然行われるべきであった。一時期に大量に生産・供給するという、これまでの市場価格を参考にするだけでは全く不十分な、特殊な条件下であるにも関わらず、通常一般的に行われる情報収集さえ実施されていなかったために、本件で設定された予定価格の妥当性には疑いを持たざるを得ない。

(5) その他

本件では、様々な要因によって事業者側に強い不信感が生まれている。それらの要因の中には誤解によるものがないとは言えなくとも、不信感が生まれることも当然と思われる不手際が発注者側にあったことを認めざるを得ない。世界市場でも、国内市場でも十分な実績を持つB社に対して応札資格を与えないという決定が行われ、その決定過程、決定方法も決して厳正緻密に設計されたものではなく、当事者にとって納得性が低いものであった。結果的に、当初から、本当に競争性を確保しようという意思があったのか、という疑念を持たせるような調達プロセスであったと言わざるを得ない。

4. 意見 ー再発防止のための措置ー

以上のように抽出された問題点の分析に基づき、再発防止のためには以下のような措置が必要と勘案される。

(1) 内部統制の整備と高度化

調達事務における内部統制システムの再構築と的確な運用のための措置が必要である。調達プロセスの全般にわたり、調達原課（部局）と会計管理責任課（部局）との間で相互チェックが行われ、要求、仕様作成、予定価格決定、資格・性能審査、入札、契約、検収、支払、検査、という流れの各ステップで内部統制機能が働くための体制が確立されねばならない。特に監査機能は事後的なものだけでなく、調達事務の全般について実効性を確保する必要がある。

表2は、総務省本省と消防庁が使用している業務マニュアルに基づいて、WTO政府調達における手続きのフローを比較対象したものである。この表からわかるように、消防庁の事務フローの中には、総務省本省のフローにおける項目1-1「資料提供招請手続（官報公示）依頼」から2-6「仕様書（案）の意見に対する回答通知」までが欠落しているが、この欠落部分には、仕様書案について関心のある供給者が意見の提出を行うことができるようにするための意見招請の手続（注1：参考資料3参照）も含まれている。つまり消防庁では、現行業務マニュアルに従って調達事務を進めたとしても、意見招請手続が抜け落ちて当然という体制になっていることになる。

また、表2の総務省本省の標準フローでは、「政府調達に関する申合せ」（平成3年11月19日 アクション・プログラム実行推進委員会）：（参考資料4参照）により「入札期日の前日から起算して少なくとも50日」とされている応札期間をさらに延長し、適合証明書等・入札書提出〆切までを50日とするなど、より公正な調達を行うための基準が設けられており、消防庁が標準としている契約事務手続は、「政府調達に関する申合せ」には準じているものではあるが、質的な差（注2）が大きい。

消防庁に限らず、総務省の全ての部局において現行の調達事務手続とその運用状況を点検し、少なくとも本省における内部統制と同等のものを早急に整備することが必要である。

注1：「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」中の「4. 調達を円滑に行うための調達前の意見招請」アクション・プログラム実行推進委員会（平成6年2月3日）

注2：消防庁及び総務省本省のそれぞれ標準としている応札期間を、本件のスケジュールと比較すると

消防庁の場合：本件の入札期日（平成 21 年 8 月 13 日）の前日から官報掲載日（平成 21 年 6 月 24 日）までの期間は 50 日間

総務省本省の場合：本件の入札参加希望者書類提出期限（平成 21 年 7 月 31 日）の前日から官報掲載日（平成 21 年 6 月 24 日）までの期間は 37 日間

（2）リスク管理能力の向上

どのような管理システムにおいても、問題発生リスクがゼロになるということはない。問題が発生する蓋然性が高くなる状況を予測する能力、問題が発生する原因となる要素を分析・把握し、予防策と発生後対策をとることによって、リスク管理の水準を高度化していく必要がある。

本件の例では、（ア）補正予算という性格上時間的制約が大きかったこと、（イ）特定調達(WTO 政府調達)に該当する高額な調達であったこと、（ウ）供給者がごく少数であったこと、（エ）同等の製品に対する国内市場の数年分の規模の調達という極めて大量の調達で、供給者のうち 1 社は製造能力拡大のために相当な設備投資を必要とし、他の 1 社は仕様を満たすための製品開発が必要とするという状況であり、いわば供給体制が整っていない市場での調達であったこと、などの要因が重なっている。明らかに大きな潜在的リスクがあることが予想できる案件であり、リスク管理の必要に関する認識があれば、よりの確な事務手続を踏むことが可能であったものと考えられる。

（3）苦情対応の適正化

リスク管理にも関連する事項として、苦情対応体制の整備が必要である。

本件については供給者が調達過程に疑義を持つに至ったにもかかわらず、制度化されている「政府調達に関する苦情の処理手続」（注 3）が機能しなかった。苦情処理手続は単に制度が整備されているだけでは機能するとは限らず、調達過程に不満を持つ供給者がこの制度の存在と活用法を知っていることが肝要である。特に性能審査等により応札資格を得られなかった供給者については、苦情が表明された場合はもちろん、たとえ苦情が顕在化していない場合でも、苦情の申し立てができることを確実に伝える必要がある。応札資格を得られなかった企業、落札できなかった企業が、その調達に関して調達側でない専門的知識等の情報を有していることもあり、苦情申し立ては、調達事務の質の向上や調達者の恣意的行為に対する抑止力となるなど、積極的な効用があることを認識すべきである。調達の適正化を促進するためにも、この苦情申し立て制度の周知のプロセスを調達手続の中に標準的に組み込むべきである。

注 3：「政府調達に関する苦情の処理手続」政府調達苦情処理推進会議決定（平成 7 年 12 月 14 日、平成 20 年 1 月 11 日改正）

(4) 調達適正化に関する再確認と教育の徹底

当契約監視会では、総務省の全ての部局において調達適正化を図るべきとの考えをこれまでも明確に表明している。（「適正な契約の実施へ向け」総務省契約監視会(平成20年1月28日)：(参考資料5参照))

※総務省の全ての部局へは、「公共調達適正化の一層の推進について」
(通達)総務省大臣官房会計課長(総官会第82号 平成21年3月10日):
(参考資料6参照)にて、周知を実施。

そこでは、1. 契約手続きにおいて、「調達の実施に当たっては、個々の調達の必要性、仕様内容の検討はもとより、十分な入札公告期間、参加希望者の準備期間、履行期間を確保するなど計画的で適正な調達に努めること。」として、調達における最も基本的な姿勢を持つことを求めているが、本件ではルールとして確立されている仕様書に関する意見招請という基本さえ遵守されていない。

また、競争性の確保の重要性を謳い、特に注意すべきこととして、2. 1者応札において、形の上では競争入札を実施しながら、結果的に1者応札になるようなことを極力避けるように努めることを要請してきた。しかし、本案件では2社の納入業者が入札したものの、実質的には1社の製品だけを対象とした入札を実施することになり、競争性確保の努力が行われたとは到底言えない結果になっている。

さらに調達適正化に関する重要事項として、4. 予定価格において、「予定価格を算定するに当たっては、市場価格を十分調査し、経費の参考に見積書を徴取する場合はできるだけ複数の業者から徴取し、適正な価格を設定すること。」という要請を行っているが、本件について行われた予定価格の設定過程は、この要請をほとんど無視したものと考えざるを得ない。

調達業務において遵守すべき基本的事項は既に明らかにされており、これをいかに個々の調達において確実に実行するかにかかっている。省内全部局において、再度の確認とともに、公金を使うことの責任の大きさと、国民の信頼を損なうことがあってはならないという職務の重要性に関する認識を全職員に徹底するための教育機会の拡充が必要と思われる。

表 2

<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 総務省 </div> <p style="text-align: center;">特定調達（WTO政府調達）手続きの標準フロー（80万SDR以上の場合）</p>			<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 消防庁 </div> <p style="text-align: center;">事業実施（契約案件）における事務フローについて（WTO政府調達協定による場合） （本件、入札実施時）</p>		
適用項目	担当区分	備考	決裁内容	担当区分	備考
1-1. 資料提供招請（官報公示） →官房会計課へ資料提供招請手続（官報公示）依頼	調達原課	仕様書の作成が困難な場合 （資料提供招請）			
1-2. 資料提供招請の官報公示決裁 →印刷局へ官報公示原稿持込	官房会計課	官報公示8営業日前			
1-3. 資料提供招請官報公示 ↓ （資料募集期間：30日以上公示期間）	官報公示 （印刷局）				
1-4. 資料提供招請に対する資料提出の切 事業者→官房会計課→調達原課へ	官房会計課		3. 事業実施の決定 「決裁伺い」により総務課へ合議 ・事業の概要（案）	調達原課	同時にすることも可
2-1 仕様書（案）の作成 仕様書（案）の決定決裁 →官房会計課へ意見招請手続（官報公示）依頼 【決裁（写し）・仕様書（案）提出】	調達原課 調達原課		※全体計画、前年度までの実績、本年度の実施内容	調達原課	
2-2. 意見招請【仕様書（案）】の官報公示決裁 →印刷局へ官報公示原稿持込	官房会計課	官報公示8営業日前	3及び4. 官報掲載手続（事前公告） ※官報掲載には、会計係経由で原稿を印刷局に持ち込み。 入稿後掲載まで、最短で8営業日が必要 「決裁伺い」により総務課へ合議 ・入札公告（案） ・契約書（案） ・仕様書（事業計画） ・HP掲載用様式 ・見積書 ・検査職員の任命	調達原課	
2-3. 意見招請【仕様書（案）】官報公示 ↓ （意見募集期間：20日又は30日以上公示期間）	官報公示 （印刷局）		9. 予定価格書の作成及び決定 「決裁伺い」により総務課へ合議 ・予定価格調書積算書（案） ・三段表の写し ※情報は漏れることがないよう取扱いに 注意、総務課合議も会計第2係長・ 理事官・課長のみ。→決定は総務課	調達原課 総務課	
2-4. 意見招請【仕様書（案）】に対する意見提出の切 事業者→官房会計課→調達原課へ	官房会計課				
2-5. 仕様書（案）の意見に対する回答作成 →官房会計課へ通知	調達原課				
2-6. 仕様書（案）の意見に対する回答通知（参加業者へ）	官房会計課				
3. 調達要求（仕様書の決定）（行政決裁）（会計課合議） 【決裁後会計課へ決裁文書（写し）・仕様書・評価基準書等提出】	調達原課 （官房会計課）				
4. 仕様書の官報公告決裁 →印刷局へ官報公告原稿持込	官房会計課	官報公告8営業日前			
5. 一般競争入札公告（官報公告） ↓ 入札説明会（必須） （50日以上公告期間）	官報公告 （印刷局） 官房会計課 調達原課		5. 一般競争入札公告（官報公告）	官報公告 （印刷局）	
6. 適合証明書等・入札書提出の切 適合証明書→官房会計課→調達原課 入札書→官房会計課保管	官房会計課		6. 入札参加申込書等、関係書類提出の切 （50日以上公告期間）	調達原課	
7. 適合証明書の審査・通知 不合格の事業者へのヒアリング及び官房会計課へ通知	調達原課		7.8. 上記6の審査・通知（不合格の事業者がある場合は、通知）	調達原課	
8. 上記7で不合格の事業者がある場合は、通知	官房会計課				
9. 予定価格の作成	官房会計課				
10. 開札（落札者決定）	官房会計課			総務課	
11. 契約締結	官房会計課	契約書の締結	10. 入札・開札（落札者決定） 11. 契約締結（調達原課起案で総務課合議）	総務課 調達原課 総務課	契約書の締結
12. 納品・完了	事業者		12. 納品・完了	事業者	
13. 検査（契約書、仕様書等に基づく）	調達原課		13. 検査（検査調書の作成）	調達原課	
14. 支払	官房会計課		14. 支払	総務課	

①総務省大臣官房会計課と消防庁との業務比較は、総務省の業務番号とリンク付けをして、消防庁に表記。
②太文字が、契約担当課

参 考 資 料

- 参考資料1： 総務省契約監視会の開催について 13
... 本文 P2の参考資料
- 参考資料2： 臨時契約監視会について 15
... 本文 P2の参考資料
- 参考資料3： 物品に係る政府調達手続について(運用指針)抜粋 18
... 本文 P8の参考資料
- 参考資料4： 政府調達に関する申合せ(抜粋) 20
... 本文 P8の参考資料
- 参考資料5： 適正な契約の実施に向けて 22
... 本文 P10の参考資料
- 参考資料6： 公共調達適正化の一層の推進について(通達) 24
... 本文 P10の参考資料

総官会第 1 6 3 9 号
平成 19 年 11 月 2 9 日
総務省大臣官房長決定

(一部改正) 平成 20 年 10 月 15 日総官会第 1686 号

総務省契約監視会の開催について

1 趣旨

「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成 19 年 11 月 2 日付け公共調達
の適正化に関する関係省庁連絡会議決定) 2. (1)に基づき、契約の競争性の確保等を図るため、省外の有識者の参集を求め、総務省契約監視会(以下「監視会」という。)を開催する。

2 監視会の開催

- (1)大臣官房長は、年 4 回程度、公会計等に関する有識者に参集を求め、監視会を開催する。
- (2)有識者に参集を求める期間は、2 年とする。ただし、再度参集を求めることを妨げない。

3 意見

監視会は、必要に応じて、契約の競争性の確保等について、大臣官房長に対して意見を述べるものとする。

4 庶務

監視会の庶務は、大臣官房会計課において処理する。

総務省契約監視会運営方針

平成 19 年 12 月 13 日
総務省契約監視会決定

1 総務省契約監視会の運営

総務省契約監視会（以下「監視会」という。）の議事手続その他監視会の運営については、この方針による。

2 座長

- (1) 監視会メンバーの互選により座長を定める。
- (2) 座長は、監視会の進行を務める。
- (3) 座長が出席できないときは、座長が指名する者が座長代理としてその職務を代行する。

3 監視会の会議の公開

会議は非公開とするが、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日付け公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、毎回議事概要を作成し、総務省ホームページに掲載することによりこれを公表する。

4 その他

この方針に定めるもののほか、監視会の運営に関し必要な事項は、座長が監視会に諮って定める。

臨時契約監視会について

1 目的

特定の契約に係る適法性、相当性等について、公会計等に関する知見を有する第三者の立場から検証する。

2 対象案件

高度救命処置シミュレーター（調達機関：消防庁）

3 期間

平成 21 年 11 月から 12 月まで（目途）

スケジュールは別紙 1 のとおり

4 構成員

別紙 2 のとおり

5 その他

（1）事務局

大臣官房会計課

（2）運営

総務省契約監視会運営方針（平成 19 年 12 月 13 日付け
総務省契約監視会決定）に準じ運営

臨時契約監視会スケジュール

契約監視会	日 程	内 容
第1回	11月10日(火) 10時00分～11時30分	1. 目的・日程等説明 2. ヒアリング (1) 入札関係者A社 (2) 入札関係者B社 3. 意見交換
第2回	11月17日(火) 10時00分～12時00分	1. ヒアリング (1) 入札関係者C社 (2) 入札関係者D社 (3) 入札関係者E社 (4) 消防庁 2. 意見交換
第3回	12月9日(水) 12時30分～14時30分	論点整理及び意見の取りまとめ

総務省契約監視会委員

(敬称略 50音順)

有川 博 日本大学総合科学研究所教授

北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授

清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授

園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授

高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト

物品に係る政府調達手続について(運用指針) 抜粋

平成6年2月3日

アクション・プログラム実行推進委員会

物品に係る政府調達手続について(運用指針)

我が国の政府調達については、「政府調達に関する協定」に基づき透明性、公正性及び競争性の確保が図られてきているところであるが、供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の拡大に資するとともにさらに一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とするため、同協定の対象となる調達及びこれに準ずる手続をとる調達について、以下の運用上のガイドラインに則り、所要の措置の実施を申し合わせる。

4. 調達を円滑に行うための調達前の意見招請

調達を円滑に行うため、調達機関は、80万SDR(1億4千万)以上の調達額と見込まれる調達案件については、原材料・燃料又はこれに類するものに係る調達案件、単価500SDR以下の既製品を大量購入する場合、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合及び「政府調達に関する協定」に規定する単一入札随意契約)に該当する場合を除き、関心のある供給者が当該調達機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう、次の措置をとるものとする。なお、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合には、各省庁は、繰り返し採用する必要性についての具体的理由を含め、年度当初のセミナーにおいて当該調達の概要について説明する。

① 調達機関は、入札公告(公示)の予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示する。これを補完する上で必要な場合には、上記3.の資料招請手続において資料等を提供した供給者に招請状を送付し意見を求めるものとする。ただし、急を要する場合には、その旨を明らかにして、供給者の対応が可能と認められる範囲内で期間を短縮するこ

とができる。この場合、期間短縮を図っても対応できない緊急の事情がある場合には、上記の規定に関わらず、4.①～④の意見招請手続を省略できる。ただし、その場合には、入札公告においてその旨を明記する。

② 仕様書の案の作成が完了した旨の公示においては、以下の事項を明らかにする。

イ. 調達機関名及び連絡先

ロ. 調達の内容(名称、数量)

ハ. 仕様書案の入手先

ニ. 意見の提出期限

ホ. 説明会を開催する場合にはその旨の注記

③ 上記②のニの意見の提出期限は、急を要する場合を除き、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日以後の日とする。

④ 調達機関は、意見招請の公示において明らかにした仕様書の案が関心のある供給者からの意見の提出により改善が必要であると認め、仕様書の案を変更する場合には、公示又は招請状に基づき応募した全ての供給者に当該変更の内容を通知する。

⑤ 上記①～④の手続は、競争に参加しようとする全ての供給者の、入札公告(公示)後における仕様書に対する照会を妨げるものではない。

⑥ 調達機関は、上記①～④の意見招請の手続をとる場合には、原則として入札前説明会を開催する。

政府調達に関する申合せ（抜粋）

平成3年11月19日
アクション・プログラム実行推進委員会

我が国政府としては、外国製品調達の拡大等を図るとのアクション・プログラムの精神が引き続き重要であることを再確認するとともに、新内閣の下における継続的な市場開放努力の一環として、政府調達の分野において新たに契約手続きの改善及び適用基準額の引下げ、機関の拡大等の対策を我が国独自の判断で自主的措置として実施することとし、次の通り申し合わせる。

政府調達に関する申合せ

平成3年11月19日
アクション・プログラム実行推進委員会

10万SDR以上13万SDR未満の調達契約についても、「政府調達に関する協定」に準じて対処する。

1. 会計年度当初において判明している物品調達予定のうち、100万SDR以上のものにつき、年度の早い時期に官報にて公告する。
2. 特定調達契約（10万SDR以上13万SDR未満の調達契約を含む。以下同様）の入札公告においては、当該入札に関する問合せ先を掲載する。
3. 特定調達契約の入札公告に際しては、英語による概要の記載の中に、新たに「競争参加資格」、「納入場所」、「納入期限」を追加する。
4. 特定調達契約の応札期間 40 日を特別の事情がない限り50日に延長する。
5. ガット政府調達委員会へ報告する統計を別途発表する。
6. 特定調達契約について「政府調達に関する協定」に準ずる措置を採るとともにアクション・プログラムの規定に準じた適用を行う機関（現行16機関）として別紙28機関を追加する。

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（抜粋）

（一般競争の公告）

第5条 契約担当官等が特定関連契約につき一般競争に付する場合における予決令

第74条の規定の適用については、同条中「10日前」とあるのは「40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24日前）」と、「官報、新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「官報」と、「5日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

予算決算及び会計令（抜粋）

（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）

最終改正：平成二十一年四月三〇日政令第一三〇号

（入札の公告）

第七十四条 契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を五日までに短縮することができる。

平成21年1月28日
総務省契約監視会

適正な契約の実施に向けて

総務省契約監視会は、平成19年11月29日に開催が決定され、これまで4回の実審議を実施したところである。

審議は、各審議対象期間内に締結した契約のうち一定額以上の全契約案件から、競争性の発現状況や手続きの適正性等の観点から各委員が直接選定を行った案件（各回10件程度）について審議を行った。

これまでの審議において、平成19年度分（平成19年10月から平成20年3月31日までの間に契約を締結されたもの）については終了したことから、平成19年度の総括として、審議の場で具体的に委員からあった発言等を踏まえ契約監視会として以下のとおりとりまとめたので、今後の調達に反映していただきたい。

1. 契約手続き

調達の実施に当たっては、個々の調達の必要性、仕様の内容の検討はもとより、十分な入札公告期間、参加希望者の準備期間、履行期間を確保するなど計画的で適正な調達に努めること。

2. 1者応札

一般競争入札に付しても1者しか応札がなかった案件については、仕様書の内容が偏っていないか（特定銘柄の指定など）、過去の実績など過度の入札参加条件を付していないか、適切な履行のための準備及び実施期間が公正に確保されているかなど、1者応札となった原因を調査し、より競争性のある調達を実施できるよう今後の調達に反映させること。

また、調達予定案件について、調達計画を定期的に公表するなど業者への情報提供、周知を図ること。

3. 所管法人との契約

所管法人が契約の相手方となり得る調達を実施する場合は、透明性確保の観点から、入札参加条件や仕様内容などが所管法人しか受けられないものになっていないかなどについて十分に検討すること。

4. 予定価格

予定価格を算定するに当たっては、市場価格を十分調査し、経費の参考に見積書を徴取する場合はできるだけ複数の業者から徴取し、適正な価格を設定すること。

特に落札率が著しく高いものについてはその理由を検証し、今後の調達に参考にする事。

また、入札の多くが予定価格を大幅に下回る案件については、予定価格の適正性等の観点からも十分に事後検証を行い、今後の類似調達の予定価格に反映させること。

5. 計画的な予算執行

予算執行の観点から、年度末に調達が集中している状況が見受けられるので、計画的な予算執行に努めるとともに、調査研究など高度な技術が求められる案件については、質の高い成果が得られるよう十分な履行期間を確保するよう努めること。

総 官 会 第 8 2 号
平 成 2 1 年 3 月 1 0 日

大臣官房秘書課長
大臣官房総務課長
大臣官房会計課長
大臣官房企画課長
大臣官房政策評価広報課長
人事・恩給局総務課長
人事・恩給局恩給企画課経理室長
行政管理局企画調整課長(査定)
行政管理局行政情報システム企画課長(情報)
行政評価局総務課長
自治行政局行政課長
自治財政局財政課長
自治税務局企画課長
情報通信国際戦略局情報通信政策課長
情報流通行政局総務課長
総合通信基盤局総務課長
統計局総務課長
自治大学校庶務課長
情報通信政策研究所総務課長
管区行政評価局長(四国支局及び沖縄行政評価事務所を含む。)
総合通信局長(沖縄総合通信事務所を含む。)
公害等調整委員会事務局総務課長
消防庁総務課長

あて

総務省大臣官房会計課長

公共調達適正化の一層の推進について(通達)

標記について、平成 20 年 12 月 5 日に「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議幹事会(第 7 回)」が開催され、行政支出総点検会議の指摘事項(資料 1)における「4.行政コストの節減・効率化」を受けて、「随意契約の見直しに係る今後の対応について」(資料 2)が提案され、「競争性のない随意契約」に係る契約情報の公表、「1 者応札・1 者応募」に係る改善策の検討・公表などに取り組むことが確認されたところである。

また、H19 年 11 月から開催された総務省契約監視会においては、総務省の H19 年度の契約についての意見集約(資料 3)がされたところであり、さらに、総務省行政効率化推進計画(H20,12,26改定)(資料 4)においても、公共調達の効率化として実質的な競争性の確保のための取り組みを推進することとされているところである。

公共調達適正化については、これまで着実に取り組みを進めてきたところであるが、契約の透明性と実質的な競争の確保が一層求められていることから、調達計画の公表、公告期間の延長及び契約・履行後の検証などを、別紙のとおり推進することとしたので、よろしく取り計らい願いたい。また、契約担当部局においては、本通達の主旨に基づき、調達要求元部局課室に対して適切な指導を実施するようあわせて取り計らい願いたい。

契約の透明性と実質的な競争性の確保について

I 調達要求・契約事務の事前手続きの改善

1 調達予定案件・入札公告等の周知について

(1) 調達予定案件の公表

個別調達に関する一般競争入札、企画競争及び公募公告は、総務省や所管部局の HP 及び庁舎内に掲示しているところであるが、今後はこれに加えて、H21 年度の調達から調達予定案件を年度毎又は上期・下期のように、各契約担当部局において HP で公表すること。(別紙様式 1 参照。調達予定案件の修正等があれば適時対応。)

政府調達案件の集約時期と合わせて調達予定案件を調達要求元部局から報告させるとともに、状況に応じては政府調達セミナーにおいても活用すること。

(2) 一般競争入札等の公告期間の延長

特殊な設備や特定の能力を有する要員の配置などが必要とされる調達案件や、総合評価落札方式による調達案件をはじめとして、入札参加希望者が十分準備できるよう調達規模及び調達スケジュール又は調達予定案件の公表の有無などを加味しつつ公告から締切りまでの期間を可能な限り増やすこと。また、企画競争の手続きにおいても応募希望者の準備期間を確保することにより応募者数が増加するよう公告期間と提案等締切日を設定すること。

なお、公募手続きの場合も上記に準じて、応募期間を設定するように努めること。

(3) 要求元部局課室における調達内容の提供

相当程度の調達規模(金額)の案件については、調達 HP とは別に要求元部局が所管する施策の HP においても調達予定内容の公表を検討すること。具体的な案件があれば、契約担当部局に相談すること。

2 所要経費・予定価格の算出について

(1) 所要経費の適正な算出

調達要求元部局課室において、所要経費算出の際には、必要な工数、単価等が客観性のある適正なものとなっているか検証するとともに、市場価格調査の参考として業者見積もりを徴取する場合は、必ず複数者から見積りを徴取するとともに、一者しかとれない場合は、見積りのとれなかった理由を調達要求元部局課室に対し契約担当部局が確認すること。

なお、見積りを依頼する際には特定の業者に偏らないよう十分な注意を行うとともに、見積りを提出した業者が所管公益法人のみの場合は契約担当部局において、所要経費を厳しく点検すること。

(2) 予定価格の適正な設定

契約担当部局においては、予定価格の作成にあたって、仕様内容に沿った積算を行うとともに、客観性のある市場価格を反映するなど適正な価格の設定に努めること。さらに、価格と品質について総合的に最も優れた内容を提案した者を落札者とする総合評価落札方式の予定価格は、総合評価落札方式の効果が得られるように検討すること。

3 業務内容の明確化・履行期間の設定について

(1) 業務内容の明確化とマニュアル化

複数の入札参加者による実質的な競争性の確保のため、仕様書で当該契約の業務内容等を明確にするとともに、受注実績がなくても入札に参加できるよう業務内容のマニュアル化を進めること。

特に調査研究業務などは、従来の仕様書における指示に加えて、より具体的な検討項目及び調査手法並びに工程表や設備などを具体的に付加するなど、当省における入札参加実績のない業者でも入札に参加しやすいよう業務内容の情報を充実させること。

(2) 調達における履行期間の十分な確保

調査研究業務など国の業務としての必要性から質の高い成果が得られることが必要な案件については、履行期間を十分確保すること。その他の調達案件についても、調達内容と調達スケジュール(調達伺い・決裁、公告・入札・開札・落札・契約、履行、納入・検査)を踏まえて十分な履行期間を確保すること。(調達の起案が遅れたことはスケジュールを確保できないことの理由にはならない)

なお、第4四半期において契約をする調達、また、それ以前の契約においても履行期限が第4四半期とする調達(年間契約を除く)については、なぜ、この時期であるのかを調達要求元部局課室において明確にすること。(案件によっては契約担当部局が確認すること。)

(3) 適切な調達単位の検討

調達要求元部局及び契約担当部局において、実質的な競争性が発揮、これによる調達金額の低廉化が図られる観点から、複数者が入札に参加できるように調達を適切な単位ごとに発注することを検討して実施すること。

4 入札参加条件・総合評価審査基準について

(1) 入札参加資格条件の事前検証

入札参加資格として不必要な過去の特定の契約実績や特定の経験を有する要員の配置を排除することなど、複数の入札参加者による実質的な競争性の確保を進めてきたところであるが、依然として一者入札が多いことから、複数の入札参加者による実質的な競争性の確保のため、調達要求元部局において複数の入札可能な者が存在することを検証した上で、調達要求伺いを行うこと。(検証する具体的な調達分野・案件等については契約担当部局において、今までの実績を点検の上、調達要求元部局に対し指導する)

なお、上記2(1)の複数者の見積りがない場合は、その理由が仕様内容・入札参加資格条件等を原因とするものでないことを確認すること。

(2) 総合評価落札方式における評価項目・審査の適正化

総合評価方式による一般競争入札については、現行の受託業者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意し、調達伺いの際には配分等を十分審査すること。実際の提案書の審査にあたっては、透明性及び公平性の観点から外部評価をできる限り追求し、できない場合においても必ず複数者が審査するなど透明性と公平性を確保すること。

5 予算執行の把握部署における調達要求内容等の確認について

上記1、2、3及び4の実行性を確保するため、調達要求元部局の予算執行を把握する部署において、調達予定案件のとりまとめや調達要求伺いの段階で、調達内容の計画性、調達手続の透明性、競争性の確保、所要経費の算出が適切かどうか等を確認した上で契約担当部局に報告、回議すること。

また、下記Ⅱ3「予算要求担当者における契約内容の的確な把握等について」による契約内容としては平成20年度分の情報から提供をするので、平成20年度における競争性の確保の状況を踏まえ、平成21年度の関連する調達にあたって、手続の透明性及び実質的な競争性の確保のため参考とすること。

Ⅱ 契約・履行後の点検及び競争性確保の検証

1 予定価格・契約金額の事後点検について

(1) 高落札率となった契約の事後点検

落札率が100%の案件については、契約担当部局において原因を分析すること。また、必要に応じて落札価格に対する内訳を落札業者から徴取し今後の調達の参考とすること。

なお、履行監督及び完了検査等において、検査職員、監督職員(又は補助者とされた要求元部局課室の該当職員)は、工数、人日、設備などの状況を落札価格の内訳と比較・確認するなど、事後調査を行い、今後の調達における所要経費の算出などの参考とすること。(100%未満であっても95%以上の調達案件は、状況に応じて上記に準じた点検等を実施すること。)

(2) 予定価格を大幅に下回る案件の事後検証等

予算決算及び会計令第85条の適用を受ける契約案件は、低入札価格調査制度を適切に運用すること。

なお、当該制度の対象とならない案件であっても、予定価格を大場の下回る案件については、予定価格の適正さを検証し、今後の類似調達案件の予定価格に反映させること。

2 一者入札・応募案件の事後点検について

(1) 一者入札等案件の点検・分析及び改善策の検討・公表

入札の結果、一者しか入札に参加しなかった案件については、「Ⅰ 調達要求・契約事務の事前手続きの改善」の状況を点検し、より競争性のある調達の実施に反映させること。

入札の結果、一者入札となった案件でも、入札説明書・仕様書を複数者が受け取った場合は、入札に参加しなかった業者に、参加しなかった理由を把握するよう努めること。

一者のみの競争入札案件及び企画競争案件について、類型ごとに分析し、改善方策を検

討・公表(H21年3月目途)することとしており、改善策については、別途、各調達要求元部局課室及び各契約担当部局に対して指導する。

(2) 一者入札による所管法人との契約

所管法人のみが入札し落札した場合は、その原因について調達要求元部局課室に対し契約担当部局がヒアリング等を実施し、入札参加条件や仕様が当該所管法人しか受注できないものとなっていないか分析すること。

さらに、当該契約(該当する契約については契約担当部局から連絡)の検査職員、監督職員(又は補助者とされた要求元部局課室の該当職員)は、監督・検査の適確な実施、履行体制・状況の把握(工数、人日、設備の状況を確認するなど)を実施すること。

3 予算要求担当者における契約内容の的確な把握等について

予算要求担当者において予算の執行状況を把握し、今後、適正な予算執行の実施に資するため、各契約担当部局から一定額以上の契約について、調達要求元部局の予算執行を把握する部署又は予算要求を担当する部署を通じて予算要求担当者へ契約の内容(契約の相手方、契約金額、契約形態等)を定期的に情報提供することとし、予算要求担当者は、この情報を基に、当該契約は競争性が確保されたものとなっているか、契約の成果は十分果たされているか等の検証を行うこと。

なお、契約内容の情報は本省会計課予算ラインにも情報提供することとする。(提供する情報は「随意契約の適正化の一層の推進に係る契約案件の報告について(通達)」(総官会第1720号H19,12,7)に基づき報告された内容から提供することとしており、各契約担当部局から改めて報告は求めないため、当該通達に基づく報告内容と齟齬が生じないようにすること)

III 契約に係る情報の公表

1 競争性のない随意契約等の契約情報の公表について

(1) H20年度に締結した「競争性のない随意契約」の公表

「随意契約の適正化の一層の推進に係る契約案件の報告について(通達)」(総官会第1720号H19,12,7)により、契約担当部局から報告された「競争性のない随意契約」案件に関しては、

- ① 21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの
- ② 21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

について、契約内容、競争性のある契約への移行予定年限、移行困難な事由等をHPで公表することとし、別途、関係官から指示するものとする。(H20年度上期分はH21年3月、同下期分はH21年6月末)(別添様式1・2参照)

なお、H21年度以降に締結する競争性のない随意契約についても、四半期ごとに公表することとされており、別途、関係官から指示するものとする。

(2) 広報経費、委託調査経費の公表

新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等の媒体を通じて広報活動を行う経費や広報誌、パンフレット、ホームページ、イベントの開催等を通じて広報活動を行う経費(例えば「普及活動経費」を含む。)及び所掌事務に関する政策の企画立案に活用することを目的とした調査・研究の全部又は一部を外部に委託等を契約した際には、契約相手先、内容、金額、明細、契約方式を、契約

担当部局において HP で公表することとし、別途、関係官から指示するものとする。(別紙様式 2・3 参照)

2 契約情報公表の確認及び総務省 HP のリンクについて

「公共調達適正化について(財務大臣通達)」(財計第 2017 号 H18,8,25)に基づき、契約に係る情報を各契約担当部局において公表しているところであるが、改めて契約に係る情報の公表状況を確認するとともに、総務省 HP(<http://www.soumu.go.jp>)の調達サイトにリンクを行う必要があるため、各契約担当部局において公表ページ(別表参照)を確認し、修正等がある場合は速やかに報告をすること。

あわせて、上記 I 1(1)に係る調達予定案件の情報についても、総務省 HP にリンクを行うので、契約担当部局において公表を行った場合は速やかにリンク先を報告すること。

(報告先・大臣官房会計課: 契約調達専門官・契約第一係長・契約第二係長)

IV その他の改善事項

1 電子入札・開札システムの積極的な利用について

電子入札・開札システムは本省内部部局、管区行政評価局(支局及び沖縄を含む)、総合通信局(沖縄を含む)及び外局における各契約担当部局においても利用可能となっており、調達契約の透明性と公平性ととともに、業者の利便性の向上に効果が見込まれることから、各契約担当部局における活用を一層推進すること。

なお、契約の公平性を確保する上で、入札説明書・仕様書等の取得業者、入札参加業者の情報は、開札時まで非公開とすべきものであり、電子入札・開札システムを利用することにより、システム上は対外的に秘匿されることとなる。紙による入札説明書・仕様書等の配布、入札参加申込みにあたっては、これらの情報とあわせて、予算額・所要経費などの情報の取り扱いには十分に留意すること。

おって、管区行政評価局(支局及び沖縄を含む)及び総合通信局(沖縄を含む)における調達業務においても、入札説明書・仕様書等のインターネットを経由したダウンロードが可能となったので、調達仕様書等を入手しやすくなるなど業者の利便性の向上、ひいては応札者の増加も見込めることから、積極的に利用すること。(操作説明書は送付済み)

2 複数年を前提とした契約について

総務省における競争性のない随意契約のうち複数年にわたる期間を前提にしている契約であるにも関わらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札等を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている案件が依然として存在していることから、このような調達契約案件は、現在の複数年予定期間終了後速やかに、国庫債務負担行為を活用して、一般競争入札により複数年契約を締結すること。

なお、国庫債務負担行為の要求にあたっては、調達要求元部局の予算経理執行を担当するライン等を通じて大臣官房会計課の担当予算ラインと調整を行うこと。